

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補正対応検討リスト

No.	該当条文	補正前	補正案	補正理由
1	第3条 (品質マネジメントシステム計画)	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。 (1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (中略) 4. 品質マネジメントシステム 4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (中略) (2)組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。 (1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条 <u>2</u> 3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (中略) 4. 品質マネジメントシステム 4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (中略) (2)組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、 <u>「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」</u> (以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。	記載の適正化
2	第86条 (放射性固体廃棄物の管理)	10. 課長(放射線管理)は、 <u>第9</u> 項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 11. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器の表面汚染密度が法令に定める表面 <u>汚染</u> 限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	10. 課長(放射線管理)は、 <u>前</u> 項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (中略) 11. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器 <u>等</u> の表面汚染密度が法令に定める表面 <u>密度</u> 限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	記載の適正化
3	第103条 (発電所外への運搬)	4. <u>各課長</u> は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	4. <u>課長(放射線管理)</u> は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	記載の適正化
4	第106条 (施設管理計画)	1. 用語の定義 設備主管課長:課長(品質保証)、総務課長、課長(発電)、課長(核物質防護)および課長(建設管理)を除く各課長	1. 用語の定義 設備主管課長:課長(品質保証)、総務課長、課長(発電)、課長(核物質防護)および課長(建設管理)を除く各課長 <u>。</u>	記載の適正化

No.	該当条文	補正前	補正案	補正理由
5	第106条 (施設管理計画)	6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (中略) (4)各課長(総務課長、課長(核物質防護)を除く。)は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取 および監視を実施 し、その結果を課長(保修技術)に通知する。 (5)課長(保修技術)は、通知を受けた情報の取り纏めおよび監視を行い、その結果を保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。	6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (中略) (4)各課長(総務課長、課長(核物質防護)を除く。)は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を課長(保修技術)に通知する。 (5)課長(保修技術)は、通知を受けた情報の取り纏めおよび監視を行い、その結果を保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。	記載の適正化
6	第106条の2 (設計管理)	2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7. 3に従って実施する。 (中略) (2) 技術基準規則 の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項	2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7. 3に従って実施する。 (中略) (2) 技術基準規則の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項	記載の適正化
7	第106条の3 (作業管理)	2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による 工事 対象設備の損傷および劣化の防止	2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による 作業 対象設備の損傷および劣化の防止	記載の適正化
8	第106条の4 (使用前事業者検査の実施)	第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、 技術基準規則 へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (中略) (2)検査要領書 ^{※1} を定め、それを実施する。 (3)検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則 に適合するものであること。 (4)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。 b. 機能および性能を確認するために十分な方法。 c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。 (中略) ※1:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。	第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (中略) (2)検査要領書 ^{※1} を定め、それを実施する。 (3)検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則に適合するものであること。 (4)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。 ※1:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。 b. 機能および性能を確認するために十分な方法。 c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。 (中略)	記載の適正化

No.	該当条文	補正前	補正案	補正理由
9	第106条の5 (定期事業者検査の実施)	第106条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1)検査の実施体制を構築する。 (2)検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3)検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 (中略) ※1:各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。	第106条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1)検査の実施体制を構築する。 (2)検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3)検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※1:各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 (中略)	記載の適正化
10	第125条 (品質マネジメントシステム計画)	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。 (1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。 (1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条23の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	記載の適正化
11	第151条 (放射性固体廃棄物の管理)	10. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (中略) 11. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染限度を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	10. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (中略) 11. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	記載の適正化
12	第170条 (発電所外への運搬)	4. 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	4. 課長(放射線管理)は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	記載の適正化

No.	該当条文	補正前	補正案	補正理由
13	第173条 (施設管理計画)	5. 施設管理の重要度の設定 (中略) (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。 (中略) (4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。	5. 施設管理の重要度の設定 (中略) (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。 (中略) (4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。	記載の適正化
14	第173条の2 (設計管理)	2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7. 3に従って実施する。 (中略) (2) 技術基準規則1の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項	2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7. 3に従って実施する。 (中略) (2) 技術基準規則の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項	記載の適正化
15	第173条の3 (作業管理)	2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止	2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止	記載の適正化
16	第173条の4 (使用前事業者検査の実施)	第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則1へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (中略) (2) 検査要領書 ^{※1} を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則1に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb. の基準に適合することを最終判断する。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能および性能を確認するために十分な方法 c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法 (中略) ※1: 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。	第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (中略) (2) 検査要領書 ^{※1} を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb. の基準に適合することを最終判断する。 ※1: 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能および性能を確認するために十分な方法 c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法 (中略)	記載の適正化

No.	該当条文	補正前	補正案	補正理由
17	第173条の5 (定期事業者検査の実施)	第173条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (中略) (2)検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3)検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 (中略) <u>※1:プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u>	第173条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 (中略) 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (中略) (2)検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3)検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 <u>※1:プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u> a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 (中略)	記載の適正化
18	附則	附則(令和 年 月 日 号) (中略) 第2条 3号炉については、第10条(原子炉施設の定期的な評価)、第54条(燃料プールの水位および水温)および第55条(燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位)は、次項に定める時点から適用する。 (中略) 3. 附則(平成26年2月26日 原管B発第1402261号)第1条第3項第1号は、以後用いない。 (中略) 附則(平成26年2月26日 原管B発第1402261号) (施行期日) 第1条 この原子炉施設保安規定は、平成26年3月29日から施行する。 (中略) 4. 第11条の2(原子炉の運転期間)における3号炉の原子炉の運転期間の始期は、実用炉規則第48条第1項ただし書きにより、設置の工事の後、運転が開始された日とする。	附則(令和 年 月 日 号) (中略) 第2条 3号炉については、第10条(原子炉施設の定期的な評価)、第54条(燃料プールの水位および水温)および第55条(燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位)は、次項に定める時点から適用する。 (中略) <u>3. 第11条の2(原子炉の運転期間)における3号炉の原子炉の運転期間の始期は、実用炉規則第55条第1項ただし書きにより、設置の工事の後、運転が開始された日とする。</u> <u>4. 附則(平成26年2月26日 原管B発第1402261号)第1条第3項第1号および第4項は、以後用いない。</u> (中略) 附則(平成26年2月26日 原管B発第1402261号) (施行期日) 第1条 この原子炉施設保安規定は、平成26年3月29日から施行する。 (中略) 4. 第11条の2(原子炉の運転期間)における3号炉の原子炉の運転期間の始期は、実用炉規則第48条第1項ただし書きにより、設置の工事の後、運転が開始された日とする。	記載の適正化